

九州共立大学学則

昭和42年学園規則第1号

施行：昭和42年4月1日

最終改正：平成24年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする。

(学是)

第1条の2 本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価を行う項目及び体制については、別に定める。

(学部、学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

(1) 経済学部 経済・経営学科

(2) スポーツ学部 スポーツ学科

(経済学部の人材養成及び教育研究上の目的等)

第3条の2 経済学部及び経済・経営学科は、学是「自律処行」の精神に基づき、少人数制によるキャリア支援教育、総合教養教育、経済学・経営学の専門教育等を通じて、質の高い学士力を有し、多様化し複雑化する現代社会に適應できる、幅広い職業人を養成することを目的とする。

(スポーツ学部の人材養成及び教育研究上の目的等)

第3条の3 スポーツ学部及びスポーツ学科は、学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養を身につけ、かつ専門性を併せ持ったスポーツ指導者・健康づくり指導者を養成することを目的とする。